

小松市墓地(向本折)使用者募集のご案内

＜令和7年度＞



申込み先（お問合せ先）

小松市 都市創造部 建築住宅課 墓地担当（小松市役所2階）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分

住 所：小松市小馬出町91番地

電話番号：（0761）24－8159

募集方法

【募集の期間】

令和7年10月20日(月) ～ 令和7年11月7日(金)

【使用権の内定】

- ・対象区画のうち最大3区画（第1～3希望）まで申込みを受け付け、同一区画で応募多数の場合は抽選により使用権が内定します。
- ・同一区画で他に応募がなければ、使用権が内定します。

抽選会

【抽選日時】

令和7年11月20日(木) 18時30分～

【抽選会場】

小松市役所7階 703 会議室

【抽選方法】

- ・抽選は、区画ごとに行います。
- ・第1希望区画から順に抽選を行います。第1希望区画で当選しなかった人を対象に第2希望区画、さらに第3希望区画で抽選を行います。
- ・対象となる区画の希望者ごとに番号を割り振り、当選、落選については個人名ではなく番号で発表します。
- ・希望者の番号は、申込みの順に割り振ります。
- ・抽選会には立会いができます。

【注意事項】

- ・当選後、墓所の使用権を他人に転売、譲渡、貸与はできません。

内定通知

使用権が内定した人に市から小松市墓地墓所使用権内定通知書を郵送します。

申込み資格

■次の①～③の全ての条件を満たすことが必要となります。

- ① 自分の祖先や家族の祭祀をつかさどる人
- ② 使用許可後、3年以内に墓を建てる人
- ③ 暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない人

**注意：すでに小松市墓地（向本折）・菩提公園で墓所を使用されている方についても、使用墓所の返還を前提に応募できます。
ただし、同一世帯で一人が使用の原則は変わりません。**

■次の④～⑥のいずれかの条件を満たすことが必要となります。

- ④ 小松市に住所を有する人
- ⑤ 小松市に居住する目的で市内に家屋又は土地を有する人で小松市に居住する代理人を選定できる人
- ⑥ 親族が本市に住所を有し、その人と密接な縁故関係があると認められる人で、小松市に居住する代理人を選定できる人

申込み方法

■次の書類を建築住宅課に提出してください。

- ・ 小松市墓地（向本折）墓所使用権申込書
- ・ 宣誓書
- ・ 上記申込み資格⑤に該当する場合、その所有権の確認できるもの
〔例：固定資産税の課税明細、課税台帳（名寄帳）、法務局の事項証明（登記簿）などのコピー〕

【注意事項】

※郵送による申し込みができます。（11月7日必着）

※申し込みは、1世帯につき1名、1回に限ります。

※書類に不足がある場合は、受付できません。

※①**応募状況の公表**は、**10月24日（金）、10月31日（金）、11月7日（金）**に限らせていただきます。

※②申込書を提出後、「**希望する区画**」を**変更**する場合は、**11月10日（月）から11月12日（水）**の3日間に限り受け付けます。

※①、②については、別紙「使用者募集の注意事項」でご確認ください。

使用権が内定した後の手続き

- 小松市墓地墓所使用権内定通知書が届きましたら、14 日以内に次の書類を建築住宅課に直接提出してください。

- ・小松市墓地墓所使用許可申請書
- ・小松市墓地の墓建立について
- ・住民票抄本（本籍が記載されたもの・原本）
- ・小松市墓地墓所使用権内定通知書（コピー）
- ・小松市営墓地〔小松市墓地（向本折）・菩提公園〕をすでに使用されている方は、返還届・確約書

《申請者が小松市に住所を有していない場合》

- ・小松市墓地墓所使用者代理人届
- ・代理人になれる方の住民票抄本（原本）

- 上記書類を受理後、市から永代使用料に関する納付書をお渡しします。
- 納付書を受け取ってから 10 日以内に永代使用料を納付書記載の金融機関でお支払いください。
- 入金の確認後、市から使用許可証を送付します。

留意事項

- 宣誓書が事実と相違する場合は、使用権内定および使用許可後において使用許可が取り消されることがあります。

対象区画

- 今回使用許可する区画は、使用者から市に返還された墓所区画を再整備したものです。

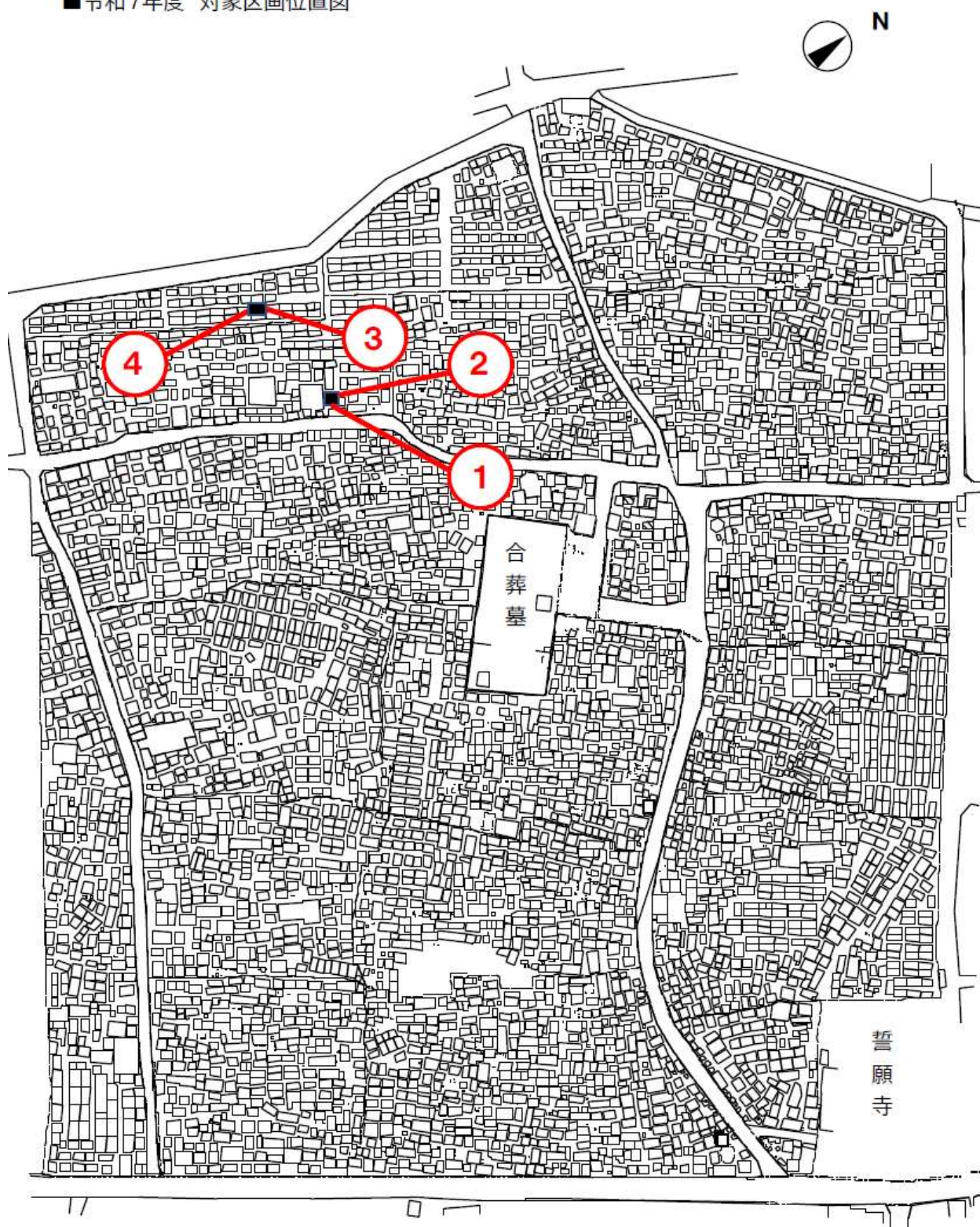
■永代使用料

使用者が小松市に住所を有する場合	1 m ² あたり 170,000 円
使用者が小松市に住所を有しない場合	1 m ² あたり 255,000 円

■ 令和7年度対象区画一覧

NO.	墓 所 番 号	区画の大きさ			永代使用料（円）	
		前幅(m)	奥行(m)	面積(m ²)	市内に住所を有 する場合	市内に住所を有 しない場合
1	3区（口）149-1	1.80	1.50	2.70	459,000	688,500
2	3区（口）149-2	1.80	1.51	2.71	460,700	691,050
3	3区（二）57-1	1.75	1.83	3.20	544,000	816,000
4	3区（二）57-2	1.75	1.83	3.20	544,000	816,000

■令和7年度 対象区画位置図



小松市墓地（向本折）墓所使用権申込書

記載例

(あて先) 小 松 市 長

申込日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申 込 者	住 所	〒 923-8650 小松市小馬出町91番地		
	フリガナ	コマツ タロウ	生年月日	明治・大正 ☒ 昭和・平成 △△年△△月△△日
	氏 名	小松 太郎		
	電話番号	0761-24-8159		

同 一 世 帯 人	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
	小松 花子	妻		
	小松 一郎	子		
	小松 松子	子		

※申込者が小松市に住所を有しない場合のみ記載してください。

※（イ）に該当する方は、固定資産税の課税明細、課税台帳（名寄帳）、法務局発行の事項証明（登記簿）などのコピーをご提出ください。

代 理 人	氏 名			
	住 所			
該当要件（下記のイ又はロのいずれかに○を付けてください。）				
イ	小松市に居住する目的で市内に家屋又は土地を持っている。			
	有している家屋 又は土地の住所			
ロ	密接な縁故関係がある親族等が小松市に住所を有している。			
	親 族 等	氏 名		続 柄
		住 所		

希 望 す る 区 画	第1希望	3 区(二)57-1
	第2希望	3 区(二)57-2
	第3希望	3 区(口)149-1

記 載 例

宣 誓 書

私は、小松市墓地の墓所の使用権を申し込むにあたり、以下は真実であることを誓います。なお、事実と相違する場合は、使用権内定および使用許可後において使用許可を取り消されても異議ありません。

- 1 小松市墓地（向本折）墓所使用権申込書に記載したことに間違いはありません。
- 2 私は、私の祖先や家族の祭祀をつかさどる者です。
- 3 同一世帯人を含めて、私のみが小松市墓地を使用します。
- 4 使用許可後 3 年以内に墓を建てます。
（墓建立予定年月 令和 〇〇 年 〇〇 月）
- 5 当選後、墓所の使用権を他人に転売、譲渡、貸与しません。
- 6 使用権内定通知書が届いてから 14 日以内に使用許可申請書を提出します。
- 7 小松市営墓地〔小松市墓地（向本折）・菩提公園〕を既に使用している場合は、使用権内定通知書が届いてから 14 日以内に返還届と確約書を提出します。また、使用許可日から 6 ヶ月以内に墓所を返還します。
- 8 納付書を受け取ってから 10 日以内に使用料を支払います。
- 9 私は、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）ではありません。また暴力団員該当性について、市が警察に対して照会を行なうことについて同意します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

（あて先）小 松 市 長

住 所 小松市小馬出町 9 1 番地

氏 名（自署）小松 太郎

記載例

提出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

委 任 状

代理人	住 所	小松市小馬出町91番地
	氏 名	小松 花子

私は、上記の者を代理人と定め、小松市墓地（向本折）墓所使用権申込書の変更に係る手続きにおける一切の権限を委任します。

委任者	依 頼 日	令和 7 年 〇〇月 〇〇日
	住 所	小松市小馬出町91番地
	氏 名	小松 太郎

※ 申請者以外の方が「希望する区画」を変更する場合にご提出ください。

※ 必ず全てを委任者本人が自筆でご記入ください。

記載例

確 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 小 松 市 長

住所 小松市小馬出町91番地

氏名 小 松 太 郎

電話番号 00-0000

私は、小松市墓地の墓所使用申請にあたり、現在使用している墓所を
原形に復し、期日までに市へ返還しない場合、新墓所の使用許可の取り消しを
含む措置が取られても異議を申し立てません。

尚、問題が生じたときには、私が責任を持って早急に解決いたします。

新墓所 小松市墓地 第 3 区(二) 57-1 番

(向本折墓地記入例) 返還墓所 第 2 区(木) 780番

(菩提公園記入例) 返還墓所 東 墓域 3 区 56番

注：工事着手届は、新設及び解体工事について同時に提出していただきます。